

管理農薬成分一覧表(2019年7月改定)

対象	管理条件	No.	有効成分名(別名)	用途	登録状況	登録農薬数	除外対象
生産者	毒性区分 が れ 特 て 毒 い 及 る び 毒 成 物 分 に	1	リン化アルミニウム	虫	燻蒸剤	8→11	対象外
		2	モノフルオル酢酸塩	鼠	野鼠	-	失効
		3	フッ化スルフリル	虫	燻蒸剤	2→1	対象外
		4	ベンゾエピン	虫	2010年9月失効	5→0	失効
		5	リン化水素	虫	2009年4月失効	1→0	失効
		6	青酸	虫	燻蒸剤※農地使用無し	1	対象外
		7	硫酸ニコチン	虫	2006年4月失効	2→0	失効
		8	パラコート	草	○	3→2	
		9	ダイファシン系	鼠	製剤は劇物	1	対象外
		10	テフルトリン	虫	製剤は劇物	4→2	対象外
		11	オキサミル	虫	製剤は劇物	2→2	対象外
		12	EPN	虫	○	8→2	
		13	エチルチオメトン	虫	製剤は劇物	10→2	対象外
環境	オゾン層破壊成分	14	臭化メチル	虫	検疫用	15→6→4	対象外
	水質汚濁性農薬	15	ロテノン(デリス)	虫	2006年6月失効	2→0	失効
		16	シマジン(CAT)	除草	○	11→7	
生産者	発ガン性嫌疑成分	17	ジクロロボス(DDVP)	虫	2012年4月失効	50→0	失効
生産者	シックハウス症(施設内での散布に限り注意が必要。特に女性に注意必要)	18	クロルピリホス	虫	2014年9月粉剤に関して失効	20→7	対象外
二次汚染	生産者自身と周辺への2次汚染リスクへの配慮が必要。	19	クロルピクリン	虫	○	16	

※2016年7月改定時点で全18成分中、登録失効6成分と、毒性区分変更の4成分を除外すると8成分となり、更に実際の生産段階で主に使用される農薬は3成分(登録状況欄○印)となる。

※2019年7月改訂では、新たにクロルピクリン剤を管理農薬に追加